

瀬戸蔵条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 7 号

瀬戸蔵条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸蔵条例施行規則（平成 1 7 年瀬戸市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(損傷等の届出)</p> <p>第 1 4 条 &lt;省略&gt;</p> <p><u>(指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定)</u></p> <p><u>第 1 5 条 条例第 1 9 条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合は、第 2 条、第 3 条（見出しを含む。）、第 4 条（見出しを含む。）、第 5 条、第 6 条（見出しを含む。）、第 7 条、第 8 条（見出しを含む。）、第 9 条（見出しを含む。）、第 1 0 条（見出しを含む。）、第 1 2 条、第 1 3 条（見出しを含む。）及び第 1 4 条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料」と、「附属設備使用料」とあるのは「附属設備利用料」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用期間」とあるのは「利用期間」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「瀬戸蔵使用許可申請書」とあるのは「瀬戸蔵利用許可申請書」と、「瀬戸蔵使用許可書」とあるのは「瀬戸蔵利用許可書」と、「使用許可書」とあるの</u></p>	<p>(損傷等の届出)</p> <p>第 1 4 条 &lt;省略&gt;</p>

は「利用許可書」と、「瀬戸蔵使用許可変更申請書」とあるのは「瀬戸蔵利用許可変更申請書」と、「瀬戸蔵使用変更許可書」とあるのは「瀬戸蔵利用変更許可書」と、「使用変更許可書」とあるのは「利用変更許可書」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「瀬戸蔵使用許可取消届」とあるのは「瀬戸蔵利用許可取消届」と、「既納使用料」とあるのは「既納利用料」と、「瀬戸蔵使用料還付請求書」とあるのは「瀬戸蔵利用料還付請求書」と、「瀬戸蔵使用料減免申請書」とあるのは「瀬戸蔵利用料減免申請書」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項第3号の規定については、読み替えをしないものとする。

(諸書類の様式)

第16条 <省略>

(委任)

第17条 <省略>

(諸書類の様式)

第15条 <省略>

(委任)

第16条 <省略>

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分		単位	金額 (円)
つばきホール	舞台関係附属設備	音響反射板	1式 6,280
		平台	1台 110
		金びょうぶ	1双 520
		銀びょうぶ	1双 520
		ひもうせん	1枚 110
		指揮台（譜面台付）	1台 210
		譜面台	1台 50
		演奏者用椅子	1脚 50
		コントラバス椅子	1脚 110
		演台（花台付）	1式 730

	脇台	1台	110
	司会者台	1台	310
	机	1脚	50
	椅子	1脚	20
	移動式音響卓作業台	1台	210
	移動式黒板	1台	210
	移動式掲示板	1台	210
映写関係附属設備	ビデオプロジェクター	1式	9,420
	DVDプレーヤー	1台	310
	S-VHSビデオプレーヤー	1台	310
	スクリーン	1式	1,250
音響関係附属設備	セミコンサートピアノ	1台	5,230
	拡声装置	1式	2,610
	CDプレーヤー	1台	730
	MDレコーダー	1台	730
	ダブルカセットデッキ	1台	940
	デジタルマルチエフェクター	1台	2,090
	移動用音響機器卓	1式	2,090
	マイクロフォン (コンデンサー)	1本	1,040
	マイクロフォン (ダイナミック)	1本	520
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1,670
	電動つりマイクロフォン装置	1式	1,040
	移動用スピーカー	1台	520
	照明関係附属設備	サスペンションライト	1列
ボーダーライト		1列	1,040
アッパー水平ライト		1式	1,570
ローア水平ライト		1式	1,570
シーリングスポットライト		1式	2,090
フロントサイドスポットライト		1式	2,090
スポットライト		1基	210
フットライト		1式	520
センターピンスポットライト		1基	1,040
電源設備		1kw	210
リハーサル室	アップライトピアノ	1台	1,250
市民ギャラリー	スポットライト	1式	1,570

多目的ホール	収納式ステージ	1式	830
	拡声装置（DVD・CDプレーヤー、VHSビデオプレーヤー付）	1式	1,250
	電動式スクリーン	1式	520
	演台	1台	210
	花台	1台	210
	司会者台	1台	210
	展示用ワイヤーセット	1式	310
	スポットライト	1式	1,040
	電源設備	1kw	210
特別会議室	電動式スクリーン	1式	520
	プラズマテレビ	1台	2,090
共用の附属設備	ポータブルアンプ	1式	830
	液晶プロジェクター	1台	940
	液晶テレビ	1台	410
	DVD・ビデオプレーヤー	1台	520
	CD・MDプレーヤー	1台	520
	マルチプロジェクションカメラ	1台	1,040
	展示パネル（ワイヤー付）	1枚	110
	白布	1枚	310
	机	1脚	50
	椅子	1脚	20
	司会者台	1台	210
	電源設備	1kw	210

備考 <省略>

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、令和元年10月1日以後に施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前に施設等の使用の許

可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。